

仕様書

第1 件名

「東急池上線地域における“生活に根差した名所”ツアー」実施委託

第2 目的

品川区・大田区にまたがって走っている東急池上線沿線には、各駅にある地元で愛されてきた商店街、季節を楽しめる散歩道、人とのつながりなど生活に根付いた“昔ながらの資産”が存在する。

しかし、これらのスポットは、人が心地よく暮らすために生まれ根付いてきたものばかりのため、沿線以外の人は知らないところがたくさんある。

そこで池上線沿線のそれらのスポットを“生活に根差した名所”として一貫したブランドコンセプトの元に束ねて魅力を増大させ、着地型旅行商品の造成に向けたモニターツアーやリーフレット・WEB サイトからの情報発信を実施することで、地域に新しい賑わいを創出するとともに、池上線沿線の認知度向上・来訪促進を図っていく。

なお、本事業は、東京急行電鉄株式会社（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月23日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～10月	制作物確認、情報発信施策（WEB 施策、ツール広報等）、 モニターツアー企画、モニターツアー参加者募集
10月～12月頃	モニターツアー第一回、第二回、第三回実施
12月～2月頃	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 着地型旅行商品企画・造成

(1) 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、情報発信や、モニターツアーの実施等について検討をしていく。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、委員会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

(2) 観光資源調査

東急池上線沿線の魅力を訴求する着地型旅行商品の企画・造成へ向け池上線沿線に点在する、

昔からある生活に根付いた地域資源について“生活に根差した名所”をテーマに、8月頃に観光資源調査を行い、具体的にリストにまとめること。“生活に根差した名所”とは、生活に役立ち、毎日を豊かにしてくれるスポット、並びに地元で生まれ、愛され、誰でも楽しめて新しいつながりをつくってくれる場所を指す。リストを作成する際には、当該観光資源の訴求ポイントやストーリー性等についてもあわせて整理し、モニターツアーの企画の際に活用しやすい内容とすること。

(3) モニターツアーの企画

(2)の観光資源調査結果等を踏まえ、観光ルートを3本程度作成すること。参加者のターゲットは、池上線に足を運ぶ機会がない人を中心に、中長期的な地域の活性化につながる若年世代、旅行ニーズが高まっておりボリュームの大きいシニア層など、幅広い年代を想定している。ルートの作成にあたっては、コースごとにテーマとターゲット層を設定するとともに、ストーリー性を持たせ、より訴求力のある内容とするよう工夫すること。

ルート設定にあたっては、TCVB及び協議会に企画案を提示し承認を得ることとし、TCVB及び協議会に提案する企画説明資料等も合わせて作成すること。

観光ルートイメージ

下記イメージのように、様々なテーマでの池上線沿線を回遊するモデルコースを3本程度作成すること

① グルメツアー

ターゲット層 : 食に関心の高いDINKS(既婚・子供なし世帯)・シニア層夫婦

内容例 : 池上線沿線に点在する商店街を巡り地元で根付いた食事を体感するツアーを実施

② 歴史ツアー : 洗足池～池上本門寺 フォトジェニックな門前町をあるく

ターゲット層 : 歴史好きな20～30代女性、子育て家族(子供は小学生以上を想定)

内容例 : 池上本門寺等の寺院やそこに広がる門前町を巡り、歴史と地域の魅力を併せて体感できるツアーを実施

③ 夜の池上線を満喫 マニアックナイト

ターゲット層 : 交流好きな未婚一人暮らし層(若年中心)

内容例 : 池上線沿線で賑わいのある飲食店等を巡り、参加者だけでなく、地元住民との交流もできるツアーを実施。

(4) モニターツアーの実施

(2)および(3)により作成した、TCVB及び協議会の承認を得たルートについて、モニターツアーを10月から12月頃にかけて実施すること。

モニターツアーの移動は原則電車を用いるものとし、1回あたり40名程度、計3回程度実施す

ることとする。モニターツアー参加者からは、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を徴収し、収入とする。提案金額は、予定価格から、収入分を差し引いた金額未満とすること。各回の設定及び募集方法や参加資格要件等の詳細は提案によることとするが、具体的な内容については、契約締結後協議の上、決定する。

また、モニターツアーの参加者全員にアンケートを実施した上で、商品造成に向けた課題整理を行いその結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。フィードバックを行う際には、本事業の継続性についても検証し、企画提案者に結果を提示すること。次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も可能であれば提示すること。なお、実施にあたっては、ツアー参加者を保障する損害賠償保険等に加入すること。

その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

2 広報・PR媒体の制作

池上線沿線での“生活に根差した名所”として一貫したブランドコンセプトを広くPRするため、適切な広報活動を行うとともに、今後も持続的なものとするため、効果的なPR媒体を制作すること。広報・PR媒体の制作に当たっては以下の点を考慮すること。

- (1) ポスター・リーフレットを作成し、池上線全駅に設置すること。また池上線沿線の商店街の店舗等にも設置し、本事業について広く知っていただけるよう努めること。
- (2) 専用WEBサイトを作成し、本事業のPRに努めること。作成の際は以下の点を考慮すること。
 - ①「生活に根差した名所」を対外的に発信していくと同時に、「生活に根差した名所」を募集し、地域住民・池上線地域に訪れた方と一体となって地域の魅力づくり・発信に取り組む仕組みを作ること。
 - ②モニターツアーの募集およびツアー内容の情報発信（コースマップを載せることでツアー参加者に他の楽しみ方を発信する等）等を行うこと。
 - ③そのほか、本事業を広くPRできるよう工夫をこらすこと。

3 「東急池上線地域における“生活に根差した名所”ツアー」のツールブック（仮）の作成

1における検証を通じて整理された商品造成等への課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配

	合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。
--	--

4 報告書類の提出

受託者は、1 から 3 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、

事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 観光資源調査の実施について

3 モニターツアーの企画について

4 モニターツアーの実施について

5 広報・PR 媒体の制作について

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 3 「「東急池上線地域における“生活に根差した名所” ツアー」のツールブック(仮)」の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色 ：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項3「東急池上線地域における“生活に根差した名所”ツアー」のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「東急池上線地域における“生活に根差した名所”ツアー」のツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。

4 受託者は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。

6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。

2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。

2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。

2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。

3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。

4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井

電話03-5579-2682/FAX03-5579-8785